お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所 調査課
〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1
Tel：058-251-1125　Fax：058-251-0549
http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/

木曽川下流河川事務所 調査課
〒511-0002 三重県桑名市大字福島465
Tel：0594-24-5715　Fax：0594-21-0893
http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/

新丸山ダム工事事務所 調査・品質確保課
〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町八百津3351
Tel：0574-43-4173　Fax：0574-43-2591
http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/

横山ダム工事事務所 工務課
〒501-0804 岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1330
Tel：0585-52-2213　Fax：0585-52-2228
http://www.cbr.mlit.go.jp/yokoyama/

丸山ダム管理所
〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町鵜の巣1422-5
Tel：0574-43-1108　Fax：0574-43-2170
http://www.cbr.mlit.go.jp/maruyama/





みんなで未来のリスクを減らそう!

木曽川水系河川整備計画

― アウトライン ―

中部地方整備局

木曽川水系河川整備計画の紹介にあたって

今までの木曽川水系の河川整備は、昭和44年に改訂された工事実施基本計画をもとにしてなされてきました。今回の河川整備計画は、約40年ぶりに工事実施基本計画を見直して策定された河川整備基本方針をもとに、今後約30年間で、何を整備していくかをまとめたものです。

基本方針での大きな変更点は、2つあります。1つ目は、木曽川の洪水防御計画の対象洪水が、200年に1回発生する規模の洪水に改められたこと。2つ目は、長良川の防御対象洪水が、100年に1回発生する規模の洪水に改められたこと。これらは、それまでの防御対象だった洪水規模を上回る大出水が、実際に発生し被害を受けたためです。この他、重要なポイントは、計画対象の自然現象を超過する洪水や高潮や渇水に対して、ハード面やソフト面において危機管理対策を推進していくことです。

さて木曽川水系は、我が国の河川行政の礎を築いてきた河川です。近年では、平成元年頃から始まった長良川河口堰をめぐる社会論争があります。この過程で、行政の情報公開が徹底されていくとともに、河川環境面では、多自然型川づくりが本格化していきました。そして、平成9年には河川法が改正されます。新河川法では、「治水」と「利水」を目的とした法律から、「河川環境保全」も目的とする法律に変わるとともに、河川整備は、河川整備基本方針に基づいた河川整備計画に従って遂行されるように変わりました。この河川整備計画を策定する場合には、関係行政機関だけでなく、学識者や地域住民の意見を聴くことが決められました。この法律改正の動機の原点は、多摩川での環境をめぐる社会論争ですが、具体的な契機は、まさに長良川河口堰をめぐる社会論争でした。また揖斐川上流に建設された徳山ダムをめぐる社会論争も、ダム計画の見直しの先駆けとなるとともに、大規模公共事業に関して、第三者による事業評価制度を誕生させていくことになりました。

今回の計画策定は、学識者・地域住民・関係行政機関の意見を積極的に反映していくためのプロセスが特徴となっています。まず「骨子」を提示し、意見を聴いて「素案」を提示、また意見を聴いて加筆修正した「原案（案）」を提示し、再度意見を聴き加筆修正して「原案」を作成しました。この間、学識者で構成する流域委員会を9回開催し、出された御意見を反映しています。このうち3回は、大規模事業について集中審議して頂きました。また同時並行的にふれあい懇談会を開催し、地域住民の皆様から直接意見を頂戴しました。もちろんファックス・ハガキ・メールでの意見も頂戴しました。加えて関係自治体からなる策定説明会も開催し、意見を頂戴しました。こうした段階を踏んで各分野の様々な意見を事前に反映して「原案」ができあがっていきました。

そして「原案」提示から、法律で定められた意見聴取を行いました。第10回流域委員会で学識者から意見を頂戴し、地域住民の意見聴取については、公聴会を三会場で実施するとともに、パブリックコメントに準じファックス・ハガキ・メールでも意見募集しました。そして頂戴した意見を反映して「案」を提示し、関係行政機関の意見を聞いて整備計画が出来上がりました。

この過程で頂戴した意見は、5000件以上にも及び、その全てをインターネットで公開し、また全ての意見について、河川管理者の考えをお示ししました。

木曽川水系の河川整備は、長良川河口堰や徳山ダムをめぐる社会論争を通じ、それまでの成長開発を志向した硬直的な公共事業スタイルを、時代に合わせ見直しして進められてきました。私なりに今回策定された新しい河川整備計画を概観してみますと、これからの時代に適応させ、明確に成長開発志向から河川環境再生や国土保全志向に脱却し、加えて地球温暖化に伴う気候変動によって変化する降水量の動向も視野に入れた危機管理志向を初めて打ち出したものとなっています。

この計画の中で予定されている大規模な事業は、新丸山ダムと木曽川水系連絡導水路と長良川遊水地です。河川整備計画では、具体的事業計画や施設設計レベルは定めません。具体的に事業を進めるにあっては、環境調査を行い、必要に応じ影響緩和措置を講じてまいります。地域住民の皆様や関係機関との調整もしっかり行ってまいる所存です。

今年度は、河川法改正から、ちょうど10年目に当たります。河川法改正の精神に沿った形で策定できたこと、そしてその計画内容が、最先端のものになったことは、総じて学識者・地域住民・関係行政機関の皆様からのご意見や議論の賜物です。ここに厚く御礼申し上げる次第です。

また木曽川水系は、言うまでもなく、我が国の治水の指南役です。それは今から450年前頃に始まります。ここの輪中地帯を支配した織田信長は、天下統一を夢見、豊臣秀吉は、大阪平野の治水に成功して、天下を統一。そして濃尾に隣接する三河出身の徳川家康は、関東平野の治水に成功して、江戸幕府の安定した時代を切り開きました。現在の河川行政も、「堤外」「堤内」といった言葉でわかるように輪中堤防から始まったこの木曽川の治水技術が母体となっています。そして今回の新しい河川整備計画も、我が国の今後の河川行政の先導的模範になることでしょう。いや、していかなければなりません。そのためには、関係住民の皆様と、関係機関のご理解とご協力が不可欠です。互恵互利、互譲互生の精神のもと、流域や関係地域と一体となって、素晴らしい木曽川水系を実現していきたいと考えます。何卒よろしくお願い申し上げます。

国土交通省 中部地方整備局
河川部長　細見　寛


H16.10 長良川


S51.9 長良川

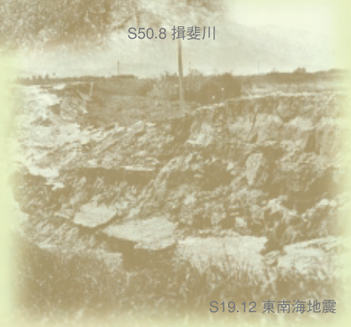

H14.7 揖斐川


S58.9 木曽川


S34.9 伊勢湾台風

S50.8 揖斐川


S34.9 伊勢湾台風


S19.12 東南海地震


S58.9 木曽川


H17 渇水


H6 渇水


S19.12 東南海地震



円空の善財童子（通称 自刻像）神明神社 所蔵

●円 空（一六三二～一六九五）
長良川流域で生没。「互恵互利、互譲互生」の精神でささえられる「木曽川水系水縁共同社会」を願って第7回流域委員会の冒頭挨拶で紹介されました。

も く じ

整備計画策定までの経緯

策定までの道のり ―― 1
識者から勉強する会 ―― 3
流域委員会 ―― 3
ふれあい懇談会 ―― 4
策定説明会 ―― 4
原案の縦覧 ―― 5
公聴会 ―― 5
皆様からご意見を頂くためのその他の取り組み ―― 6
5,000件以上のご意見で計画ができました ―― 8

流域及び河川の現状と課題

木曽三川の概要 ―― 9
主要な産業 ―― 9
流域の土地利用 ―― 9
地形特性 ―― 10
自然環境 ―― 10
治水の沿革 ―― 11
利水の沿革 ―― 12
洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 ―― 13
河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 ―― 15
河川環境の現状と課題 ―― 16

河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間・対象期間 ―― 17
整備計画の目標 ―― 18

河川の整備の実施に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ―― 19
河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ―― 23
河川環境の整備と保全に関する事項 ―― 25
洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、並びに河川環境の維持に関する事項 ―― 27
用語集 ―― 29

策定までの道のり

学識経験者・住民・行政・河川管理者の思いをひとつにまとめました

木曽川水系河川整備計画は、学識経験者・住民・行政から頂いたそれぞれのご意見をもとに、河川管理者がたたき台をつくり、学識経験者・住民・行政から繰り返しご意見を頂き、加筆修正を行いながら計画をつくりました。

■ 学識経験者

識者から勉強する会

- 第1回 H18.5.17 現状と課題（治水）
- 第2回 H18.8.1 現状と課題（水利用・環境）
- 第3回 H18.11.2 現状と課題（治水・流水管理 水利用・環境 維持管理）



流域委員会

- 第1回 H19.3.13 現状と課題（治水）
- 第2回 H19.4.25～4.27 現地視察
- 第3回 H19.5.21 現状と課題（流水管理 水利用・環境）
- 第4回 H19.6.25 現状と課題（維持管理）（治水）
- 第5回 H19.8.6 現状と課題（流水管理 水利用・環境）
- 第6回 H19.9.10 たたき台（骨子）
- 第7回 H19.10.9 大規模事業集中審議 たたき台（素案）
- 第8回 H19.11.6 大規模事業集中審議 原案（案）
- 第9回 H19.11.22 大規模事業集中審議 原案（案）






〈河川法第16条の2第3項〉【河川に関し学識経験を有する者の意見聴取】

- 第10回 H19.11.28 原案



- 第11回 H20.2.6 案の報告



- 第12回 H20.3.28 整備計画の報告

フィードバック

■ 住　民

ふれあい懇談会

- 第1回 H18.6.11～8.20（29会場）

- 第2回 H19.9.15（6会場）たたき台（骨子）
- 第3回 H19.10.20（3会場）たたき台（素案）
- 第4回 H19.11.17（3会場）原案（案）

〈河川法第16条の2第4項〉【関係住民の意見を反映させるために必要な措置】

- 公聴会 H20.1.18（3会場）原案

フィードバック

■ 行　政

整備計画策定説明会

- 第1回 H19.4.20（4県61市町村）



- 第2回 H19.9.12 たたき台（骨子）
- 第3回 H19.10.18 たたき台（素案）
- 第4回 H19.11.14 原案（案）





関係自治体への意見聴取

〈河川法第16条の2第5項〉関係知事への意見聴取 関係機関連絡調整・協議（関係省庁）

フィードバック

■ 河川管理者

整理反映

整理反映

整備計画 たたき台

整備計画（原案） H19.11.28公表

整備計画（案） H20.2.6公表

整備計画策定

識者から勉強する会

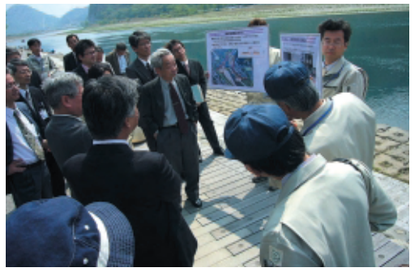
「木曽川水系識者から勉強する会」は、木曽川水系が抱える課題を河川管理者が抽出・整理するに際して、識者の方々との自由闊達な懇談により幅広い知識や見識を伺って、河川管理者が自ら勉強しました。



第1回木曽川水系識者から勉強する会

流域委員会

「木曽川水系流域委員会」は、木曽川水系河川整備計画を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置したもので、専門的な見地からご意見を頂きました。



第2回木曽川水系流域委員会（現地視察会）

開催時期	主な議題
第1回 H19.3.13	●「木曽川水系流域委員会」の進め方 ●木曽川水系の現状と課題（治水）
第2回 H19.4.25～27	●現場での状況確認　［現地視察会］
第3回 H19.5.21	●木曽川水系の現状と課題（流水管理・水利用、環境） ●ふれあい懇談会の報告 ●木曽三川整備計画策定説明会の報告
第4回 H19.6.25	●木曽川水系の現状と課題（維持管理、治水）
第5回 H19.8.6	●木曽川水系の現状と課題（流水管理・水利用、環境等） ●ふれあい懇談会について
第6回 H19.9.10	●木曽川水系の現状と課題（まとめ） ●木曽川水系河川整備計画たたき台（骨子） ●意見聴取の取り組みについて
集中審議 第7回 H19.10.9	●木曽川水系河川整備計画たたき台（素案） ●木曽川水系大規模事業（新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路） ●意見聴取の取り組みについて
第8回 H19.11.6	●木曽川水系河川整備計画原案（案） ●木曽川水系大規模事業（新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路） ●意見聴取の取り組みについて
第9回 H19.11.22	●木曽川水系河川整備計画原案（案） ●木曽川水系大規模事業（木曽川水系連絡導水路） ●意見聴取の取り組みについて
第10回 H19.11.28	●木曽川水系河川整備計画（原案） ●整備計画策定の進め方について
第11回 H20.2.6	●木曽川水系河川整備計画（案）の報告 ●公聴会の報告 ●木曽川水系河川整備計画（原案）に頂いた意見
第12回 H20.3.28	●木曽川水系河川整備計画の報告 ●整備計画策定後のフォローアップについて



第10回木曽川水系流域委員会

■木曽川水系流域委員会　委員名簿

氏　名	所　属　等	専門等
●委員長		
つじもと　てつろう 辻本　哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授	河　川
●副委員長		
まつお　なおき 松尾　直規	中部大学工学部教授	環境水理
●委　員		
おおの　もつひこ 大野　睦彦	（社）中部経済連合会常務理事	経　済
おかやま　ともこ 岡山　朋子	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
こいで　のぶあき 小出　宣昭	中日新聞社常務取締役東京本社代表・編集担当	マスコミ
こじり　としはる 小尻　利治	京都大学防災研究所教授	水資源
じゅうあみ　のりあき 重網　伯明	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員（NPO法人シルバー総合研究所理事）	評　価
せきぐち　ひでお 関口　秀夫	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
てらもと　かずこ 寺本　和子	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
ひらの　ひさかつ 平野　久克	NPO木曽三川環境保全機構理事長	環　境
ふじた　ゆういちろう 藤田　裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河　川
みつおか　しろう 光岡　史郎	（財）愛知・豊川用水振興協会理事長	農　水
みやいけ　よしひと 宮池　克人	中部電力（株）常務取締役副社長執行役員	経　済
みやけ　まさこ 三宅　雅子	日本ペンクラブ、中部ペンクラブ参与	作　家
よりふじ　たかし 寄藤　昂	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地　理

（敬称略　五十音順）

ふれあい懇談会

「ふれあい懇談会」は、沿川29市町と木曽川水系の河川事務所が共催して、安全・安心で自然豊かな河川整備と管理の更なる充実を図るため、地域住民の皆様と一緒に各地先を歩いて、川に対して日頃感じていることやこれからの河川整備と管理に関するご意見をお聞きし、地域住民の皆様に喜ばれ、親しまれる河川整備の参考にすることを目的として開催し、たくさんのご意見を頂きました。



たくさんのご意見を付箋に書いて図面に貼ってもらいました

開催時期	主な議題	開催会場
第1回 H18.6.11～8.20	河川巡視・意見交換会	29会場 沿川29市町
第2回 H19.9.15	木曽川水系河川整備計画 たたき台（骨子）	6会場 美濃加茂市・一宮市 岐阜市・大垣市 桑名市・名古屋市
第3回 H19.10.20	木曽川水系河川整備計画 たたき台（素案）	3会場 岐阜市・一宮市・桑名市
第4回 H19.11.17	木曽川水系河川整備計画 原案（案）	3会場 岐阜市・一宮市・桑名市



第1回ふれあい懇談会（河川巡視）



第2回ふれあい懇談会（大垣会場）



第3回ふれあい懇談会（桑名会場）



第4回ふれあい懇談会（岐阜会場）

策定説明会

「木曽三川整備計画策定説明会」は、木曽川水系河川整備計画を策定するにあたり、木曽三川に関わる関係自治体（4県61市町村）より意見を頂くことを目的として開催し、行政的な見地からご意見を頂きました。

開催時期	主な議題
第1回 H19.4.20	木曽川水系河川整備計画策定の進め方
第2回 H19.9.12	木曽川水系河川整備計画たたき台（骨子）
第3回 H19.10.18	木曽川水系河川整備計画たたき台（素案）
第4回 H19.11.14	木曽川水系河川整備計画原案（案）



第3回木曽三川整備計画策定説明会

原案の縦覧



平成19年11月28日に「木曽川水系河川整備計画（原案）」を公表しました。この原案に関して河川法（第16条の2第4項）に則り、下記市町村の役場、県庁及び県の事務所、国土交通省の事務所及び出張所等で縦覧し、広く地域住民の皆様からご意見を頂きました。

長　野　県	長野県木曽建設事務所、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
岐　阜　県	岐阜県庁、岐阜県岐阜・大垣・揖斐・美濃・郡上・可茂・多治見・恵那・下呂・高山の各土木事務所、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
愛　知　県	愛知県庁、愛知県一宮建設事務所、海部建設事務所、名古屋市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、扶桑町、七宝町、美和町、蟹江町、飛島村
三　重　県	三重県庁、三重県桑名建設事務所、桑名市、いなべ市、木曽岬町
国土交通省	木曽川上流河川事務所及び出張所、木曽川下流河川事務所及び出張所、新丸山ダム工事事務所、横山ダム工事事務所、丸山ダム管理所
水資源機構	水資源機構中部支社、岩屋ダム管理所、阿木川ダム管理所、味噌川ダム管理所、長良川河口堰管理所、徳山ダム建設所

公聴会

「木曽川水系河川整備計画（原案）」に関して河川法（第16条の2第4項）に則り、平成20年1月18日に3つの会場で合わせて公述人20名、傍聴人101名による公聴会を行いました。

岐阜会場 岐阜市消防本部（6F大会議室）

公述人8名／傍聴人28名



一宮会場 一宮市民会館（1F大会議室）

公述人6名／傍聴人32名

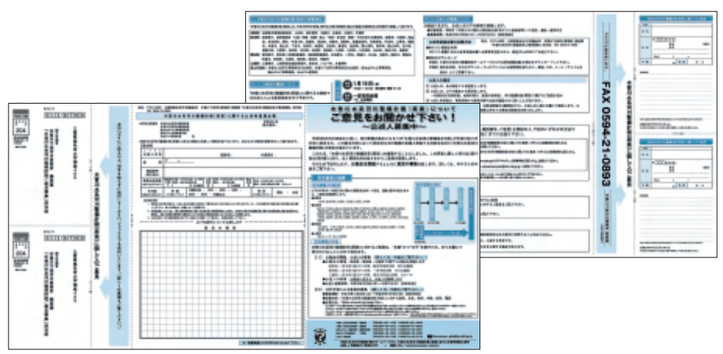


桑名会場 桑名市長島公民館（大ホール）

公述人6名／傍聴人41名







皆様からご意見を頂くためのその他の取り組み

インターネット

木曽川水系河川整備計画のホームページによりご意見を頂きました。

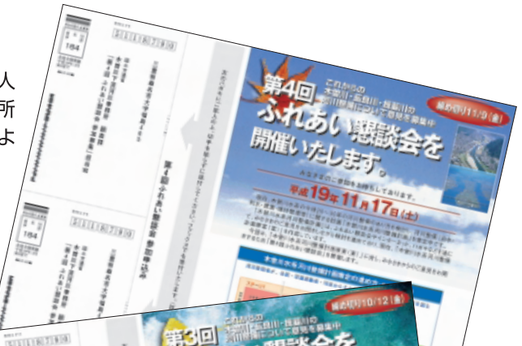


▼ホームページ

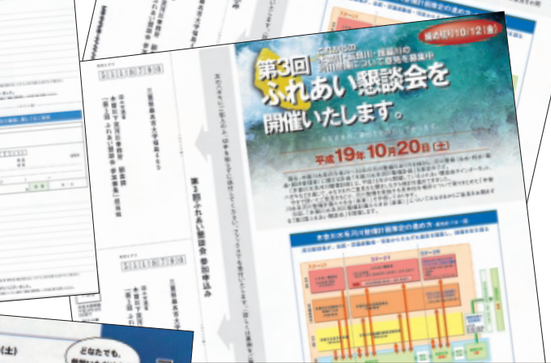
http://www.kisosansen-plan.jp/

ポスター・チラシ

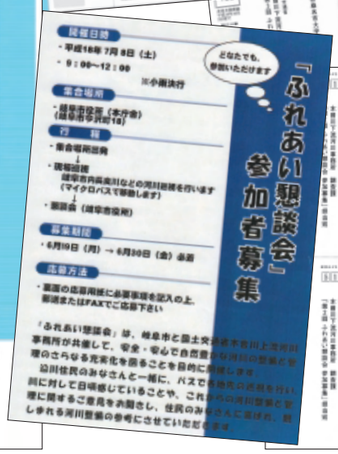
関係市町村役場、図書館、資料館や国営木曽三川公園、道の駅など人の集まる場所を始め、関係県や水資源機構、中部地方整備局の事務所などにポスターやチラシを配布し、ハガキ・FAX・インターネットによる意見募集をPRして、ご意見を頂きました。







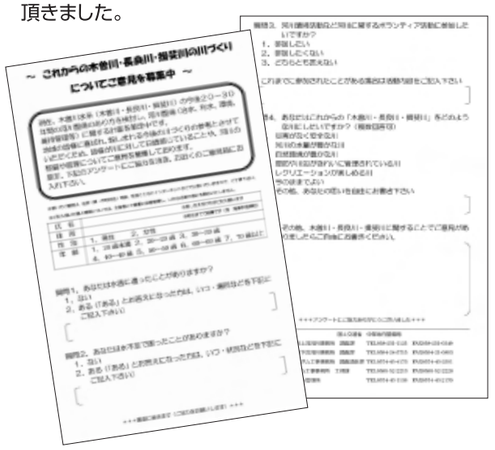






アンケート

ポスター・チラシの配布とあわせて専用コーナーを設置して、河川整備計画に関する情報発信とアンケートによりご意見を頂きました。





桑名市図書館（メディアライブ）



■情報発信場所

関係市町村役場等	104箇所
関係市町村公共施設（図書館、資料館等）	22箇所
国営公園等	6箇所
道の駅	5箇所
関係県庁・事務所	12箇所
水資源機構 中部支社・事務所	6箇所
中部地方整備局 本局・事務所・出張所	6箇所
その他（鵜飼観覧船事務所等）	4箇所
合　計	165箇所

市町村広報誌

関係市町村の広報誌を活用させて頂き、地域住民の方からのご意見を頂きました。



■木曽川・長良川・揖斐川の川づくりについて意見募集

現在、木曽川水系の今後20～30年間の河川整備のあり方を検討し、河川整備（治水、利水、環境、維持管理など）に関する計画を策定中です。

地域の皆さんに喜ばれ、親しまれる川づくりのため、皆さんが川に対して日頃感じていることや、河川の整備・管理について意見を募集しています。

詳細は「http://www.kisosansen-plan.jp/」をご覧ください。

㊐木曽川上流河川事務所☎251－1125



これからの木曽川・長良川・揖斐川の川づくりについての意見

国土交通省は、木曽川水系の今後20～30年間の河川整備のあり方を検討し、河川整備に関する計画「木曽川水系河川整備計画」を策定中です。また、地域の皆さんに喜ばれ、親しまれる今後の河川づくりの参考にさせていただくため、川に対して日ごろ感じていることや、河川整備・管理についての意見を募集しています。

応募は、同計画ホームページ（http://www.kisosansen-plan.jp/）の「意見募集」から可。

詳しくは、同省木曽川上流河川事務所調査課（☎058－251－1125）へ。



これからの木曽川・長良川・揖斐川の川づくりについての意見募集

国土交通省では、現在木曽川水系の今後20～30年間の河川整備のあり方を検討し、河川整備（治水、利水、環境、維持管理等）に関する計画を策定中です。地域の皆さんに喜ばれ、親しまれる今後の川づくりの参考とさせていただくため、川に対して日ごろ感じていることや、河川の整備や管理についてご意見を募集します。

■募集方法　木曽川水系河川整備計画のホームページ（ホームページアドレス http://www.kisosansen-plan.jp/）へ。

＊お問い合わせは、木曽川下流河川事務所調査課（☎24－5715）へ。

河川情報板

洪水時以外に河川情報板を活用し、意見募集のテロップを掲示しました。



鵜飼乗船場前広場

既存会議

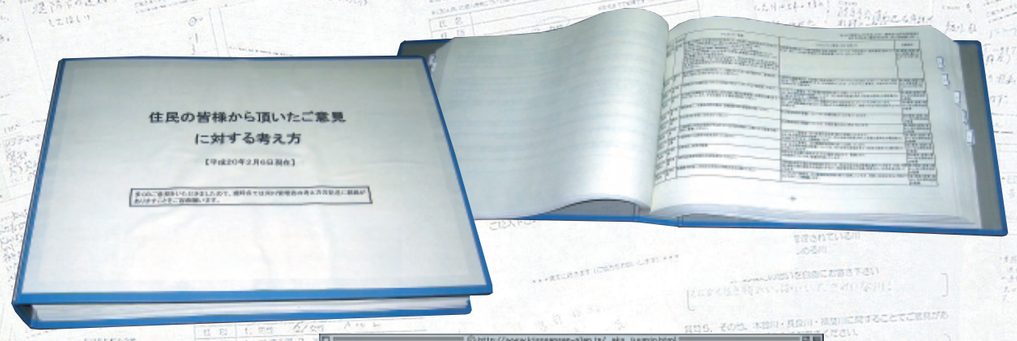
水防関係者やNPO団体などとの既存の会議の場を活用し、ご意見を頂きました。



NPO団体とのイベントを活用

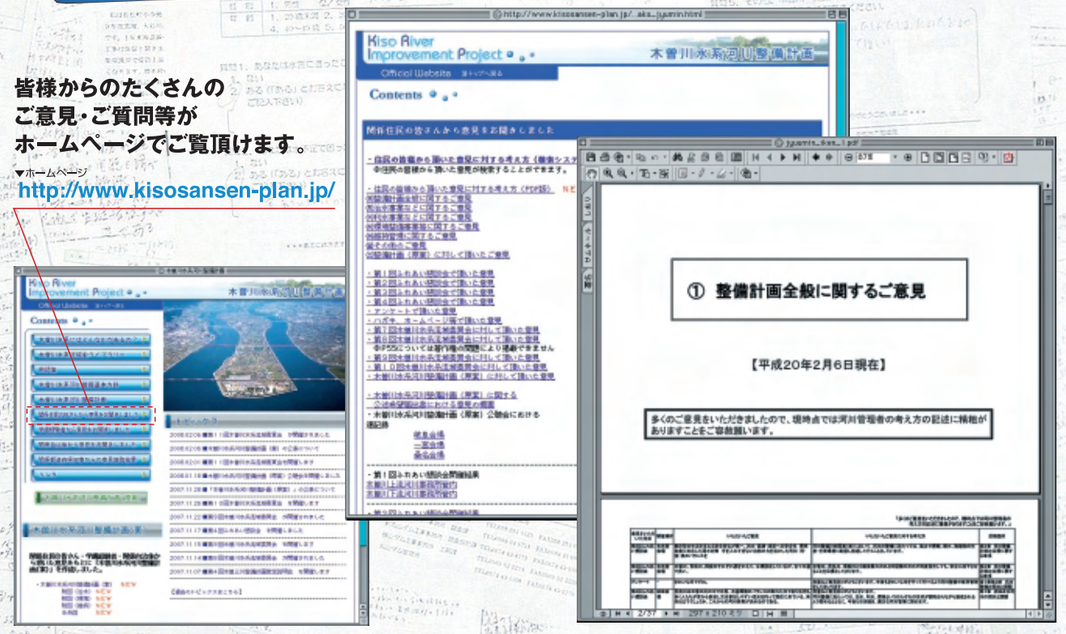
5,000件以上のご意見で計画ができました

木曽川水系河川整備計画を策定するにあたり、「これからの木曽川・長良川・揖斐川の川づくり」について皆様からご意見を頂きました。ふれあい懇談会・アンケート・インターネット・ハガキなどを通して、5,000件以上のご意見やご質問などがあり、河川整備計画に反映させるべきものは反映し、それぞれのご意見全てについて河川管理者の考えを示し、インターネットで公開しました。

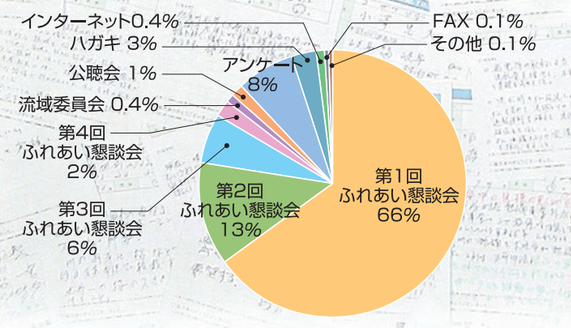


皆様からのたくさんの
ご意見・ご質問等が
ホームページでご覧頂けます。

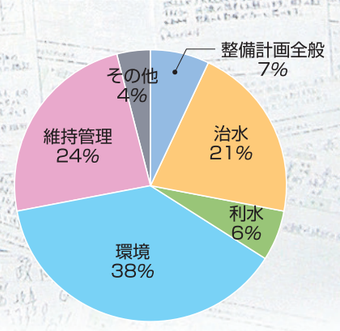
▼ホームページ
http://www.kisosansen-plan.jp/



意見を頂いた方法



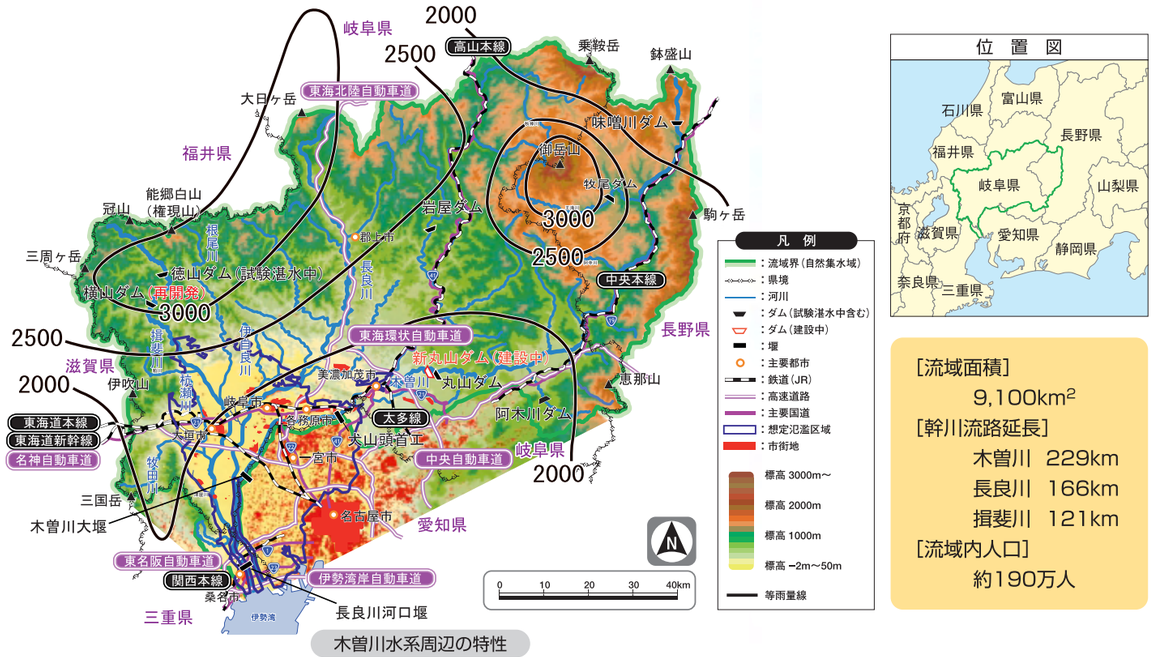
意見の内容



流域及び河川の現状と課題

木曽三川の概要

- 木曽川水系は、長野県木曽郡木祖村の鉢盛山を源とする木曽川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山を源とする揖斐川の3河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海抜ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ、流域面積9,100km²の我が国でも有数の大河川です。地域では、これら3河川を木曽三川と呼んでいます。
- 流域は、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県の5県にまたがり、中京圏を擁する濃尾平野を流域に抱え、流域内人口は約190万人に達します。
- 流域の平均年間降水量は、2,500mm程度ですが、長良川、揖斐川の源流域と木曽川の御岳山を中心とした山間部は、3,000mmを超える多雨地域で、南東に向かって少なくなる傾向があります。
- 流域内は、名神高速道路、東海北陸自動車道、東名阪自動車道、東海環状自動車道、第二名神自動車道等の高速道路、東海道新幹線、JR東海道本線等、東西を結ぶ、国土の基幹をなす交通の要衝となっています。さらに東海環状自動車道等の整備により、東濃地方などでは新たな工場進出が見られるなど、その沿線地域においては地域開発や市街化が進むことが予想されます。



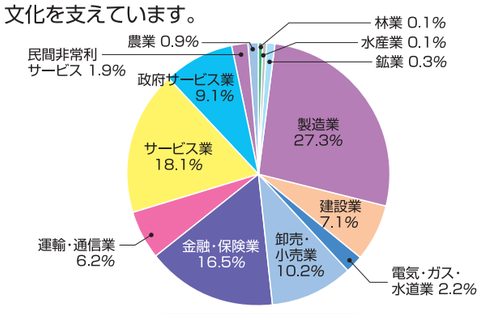
木曽川水系周辺の特性

位 置 図

［流域面積］
9,100km²
［幹川流路延長］
木曽川　229km
長良川　166km
揖斐川　121km
［流域内人口］
約190万人

主要な産業

- 自動車産業、航空宇宙産業等我が国を代表するものづくり地域となっているとともに、中京圏さらには日本の経済・社会・文化を支えています。

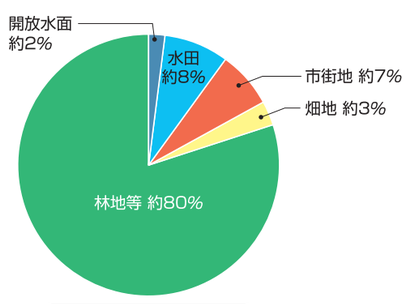


主要な産業構成

出典：県民経済計算年報（平成17年版）、内閣府をもとに作成

流域の土地利用

- 林地等が約80%、水田、畑地等の農地が約11%、市街地が約7%、開放水面が約2%となっています。



流域の土地利用構成

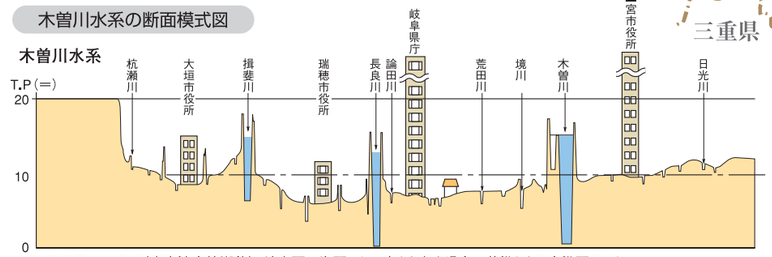
出典：第5回自然環境保全基礎調査植生図 （平成11年）をもとに作成

地形特性

- 東・北・西の三方に高い山地が存在し、南側が濃尾平野となっています。
- 下流域は、低平地が広がり、我が国最大規模の海抜ゼロメートル地帯となっています。
- 高度経済成長期には、地下水の過剰な汲み上げ等により地盤が沈下しましたが、現在では地下水の揚水規制が行われ、沈下量は沈静化傾向となっています。
- 沈下した地盤は回復せず、海面下にあることから、堤防が洪水や高潮により決壊氾濫したり、地震により満潮位以下に沈下すれば極めて甚大な被害が発生すると予想されます。



木曽川水系の断面模式図



※T.P:Tokyo Peil（東京湾中等潮位）、地表面の海面からの高さを表す場合の基準となる水準面のこと。

自然環境

- 木曽川水系は、広大で変化に富んだ地形、地質及び気候を反映して、源流域から河口に至るまで豊かな自然環境を有しています。
- 上流域は、寝覚の床に代表される風光明媚な景観を呈し、多くの国定公園、県立自然公園等に指定されています。
- 中流域は、扇状地を流れ、瀬と淵が交互に連なりながら蛇行し、砂礫河原が広がっています。
- 下流域には、ワンド等の湿地が点在しています。
- 下流域から河口域の川岸にはヨシ原が広がっています。また、干潟はシギ・チドリ類の渡りの中継地となっています。
- 豊かな自然と歴史の営みに育まれた景観、景勝地を有し、広大なオープンスペースは流域住民に憩いと安らぎを与える場となっています。



寝覚の床　出典：上松町観光協会



長良川中流域の瀬



ケレップ水制群とワンド



揖斐川河口部の干潟

流域及び河川の現状と課題

治水の沿革

江戸時代までの治水事業

- 16世紀頃から輪中が造られました。また、本格的な治水事業として現在に伝えられているものは、文禄2年（1593）から始められた「文禄の治水」です。
- 江戸時代に入って、尾張の国を水害から守るため、木曽川の左岸犬山市より弥富市に至る約47kmにわたって「御囲堤」が築堤されました。
- 宝暦4年（1754）に薩摩藩による御手伝普請によって逆川洗堰、大榑川洗堰、油島の締切り工事等の改修「宝暦治水」が行われました。

明治時代の治水事業

- ヨハネス・デ・レーケを迎え、三川を完全に分流する「木曽川下流改修計画」を明治20年（1887）に策定し、明治45年（1912）に完成しました。

大正時代～昭和初期の治水事業

- 大正10年（1921）に「木曽川上流改修計画」を策定し、木曽川上流部の派川の締切り等によって流路の整正等を行う改修工事、長良川の古川、古々川の締切り工事などを実施しました。
- 昭和11年（1936）に「木曽川下流改修増補計画」を策定し、上下流を一貫して改修することとし、堤防の改築、掘削、浚渫等の改修工事を実施しました。

戦後～現在の治水事業

- 「昭和28年度以降改修総体計画」を策定し、丸山ダム、横山ダムを建設することを含めた計画を決定しました。その後、昭和34年（1959）、35年（1960）の洪水を受け、「昭和38年度以降改修総体計画」を策定しました。
- 昭和39年（1964）の河川法改正に伴い、木曽川水系は、一級河川の指定を受け、昭和40年（1965）に「工事実施基本計画」を策定しました。
- その後の出水状況及び流域の開発状況にかんがみ、昭和44年（1969）に「工事実施基本計画」を改定し、岩屋ダム、徳山ダム等の上流ダム群を建設することを含めた計画を決定しました。
- 木曽川では昭和61年（1986）に新丸山ダムの建設着手、長良川では平成7年（1995）に長良川河口堰が完成し下流区間の河道浚渫が平成9年（1997）に完了、揖斐川では、昭和47年（1972）に徳山ダムの建設に着手（現在試験湛水中）しました。
- 昭和34年（1959）の伊勢湾台風による甚大な災害に対し、伊勢湾等高潮対策事業を実施しました。
- 平成19年（2007）に「河川整備基本方針」を策定し、基準地点における基本高水ピーク流量の改定を行いました。

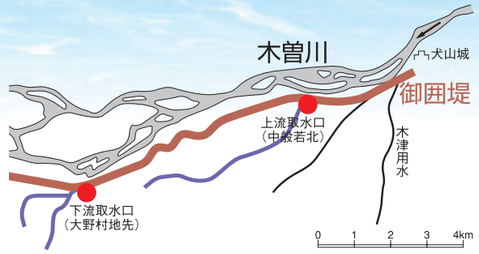
  木曽川：犬山地点において、19,500m³/sに変更
  長良川：忠節地点において、8,900m³/sに変更
  揖斐川：万石地点において、6,300m³/sを踏襲



利水の沿革

農業用水整備の起源

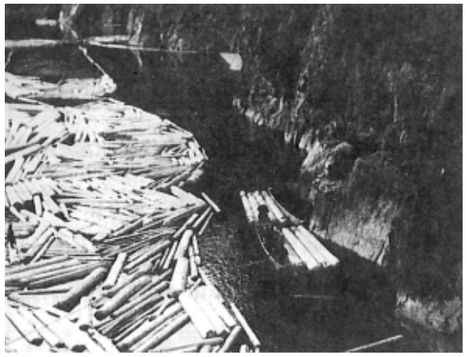
- 江戸時代に御囲堤が築造され、派川がすべて締め切られたため、木曽川本川に新たな取水施設が必要となり、宮田用水の原形が作られ、さらに木津用水が開削されました。これが当地域での農業用水整備の起源といわれています。



取水施設（枡：いり）が建設され合口化により大規模の農業利水が始まりました。

鎌倉時代～戦前の水利用

- 鎌倉時代から明治時代に至るまで、木曽川の水は、農業用水や舟運に利用され、特に木材の搬送路として利用されていました。
- 産業への電力の利用が急速に進み、明治末期頃から水力発電の開発が進められるようになりました。
- 大正13年（1924）に我が国初の本格的なダム式発電所である大井ダムが造られてから、木曽川を中心に発電ダムによる開発が急速に増加しました。
- 発電により変動する流量を平準化するため、逆調節ダムとして昭和14年（1939）に今渡ダムが完成し、昭和17年（1942）に発電ダムが取水及び貯留するときの制限流量として、今渡地点において100m³/sとすることで、発電事業者と農業関係者が合意しました。



錦織綱場での筏組

戦後～高度成長期以降の水利用と水資源開発

- 戦後から高度経済成長期にかけて都市用水の需要の増加や地下水の過剰な揚水による広域地盤沈下を防止するため表流水への転換が必要となりました。
- 昭和25年（1950）の国土総合開発法、昭和30年（1955）の愛知用水公団法に基づき、牧尾ダムを水源とする愛知用水が昭和36年（1961）に完成しました。その後も横山ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、長良川河口堰、味噌川ダムなどが完成しています。
- 昭和35年（1960）には、関係行政機関で組織する木曽三川協議会を設置し、昭和40年（1965）に「木曽三川水資源計画」をまとめました。この時に取水及び貯留制限流量として、今渡100m³/s、木曽成戸50m³/s、万石30m³/sを設定し、現在の水利秩序の根幹が形づくられました。
- 昭和43年（1968）に「木曽川水系水資源開発基本計画」を策定し、その後3回にわたって全部変更され、流域を越えた広域的な水の供給を実現しています。



今渡ダム

流水の正常な機能を維持するための整備と計画

- 昭和40年（1965）に策定した「工事実施基本計画」では、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、今渡地点において100m³/s、万石地点においては、おおむね30m³/s程度が設定されました。
- 流水の正常な機能を維持するために必要な不特定容量を持つダムとして、阿木川ダムが平成3年（1991）、味噌川ダムが平成8年（1996）に完成し、現在、徳山ダムが試験湛水中であり、徳山ダムには渇水対策容量を確保しています。また、新丸山ダムが建設中です。
- 平成19年（2007）に「河川整備基本方針」を策定し、基準地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量の改定を行いました。

  木曽川：今渡地点において、かんがい期150m³/s、
  　　非かんがい期80m³/sに変更
  長良川：忠節地点において、26m³/sを新たに設定
  揖斐川：万石地点において、30m³/sを踏襲



岩屋ダム

流域及び河川の現状と課題

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

洪　水

木曽川

近年の主な洪水

- 昭和58年（1983）の台風10号と秋雨前線により戦後最大規模の洪水が発生し、岐阜県美濃加茂市、坂祝町及び可児市等で4,588戸が浸水するなど甚大な被害が発生しました。

治水上の課題

- 丸山ダムの治水機能等を向上するため新丸山ダムの建設に着手しているが、現在建設中であり、洪水調節機能が十分確保されていない状況です。
- 河道内の樹木により河道の断面積が不足しており、戦後最大規模の洪水〔昭和58年（1983）9月洪水〕を安全に流下させることが困難となっています。



昭和58年9月洪水（戦後最大規模）美濃加茂市街の浸水状況

長良川

近年の主な洪水

- 昭和51年（1976）9月洪水により、約59,500戸が浸水するなど、安八町、大垣市（旧墨俣町）をはじめとする広い地域において甚大な被害が発生しました。
- 平成16年（2004）の台風23号により、戦後最大規模の洪水が発生し、床上浸水386戸、床下浸水277戸など大きな被害が発生しました。

治水上の課題

- 東海環状自動車道の整備等に伴う地域開発が進むなか、本来有していた遊水機能による洪水調節機能を将来的にも確保するための早急かつ計画的な対処が必要となっています。
- 河道の断面積が不足しており、戦後最大規模の洪水〔平成16年（2004）10月洪水〕を安全に流下させることが困難になっています。
- 支川伊自良川では、尻毛橋が洪水の安全な流下を著しく阻害しているとともに、指定区間との整備バランスを踏まえた対応が必要となっています。



平成16年10月洪水（戦後最大規模）岐阜市福富地区の浸水状況

揖斐川

近年の主な洪水

- 昭和50年（1975）の台風6号により、戦後最大規模の洪水が発生し、万石地点において、観測史上最高水位が観測されました。
- 平成14年（2002）7月の台風6号により、支川で内水氾濫が発生するなど、浸水戸数970戸の大きな被害が発生しました。

治水上の課題

- 徳山ダムの完成及び横山ダムの再開発により、洪水調節を行った場合でも、本川中流部においては、河道の断面積が不足しており、平成14年（2002）7月洪水を安全に流下させることが困難となっています。
- 支川根尾川においては山口頭首工が、杭瀬川では塩田橋が洪水の安全な流下を著しく阻害しています。
- 支川根尾川、牧田川では、河道の断面積が不足しており、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることが困難になっています。



昭和50年8月洪水（戦後最大規模）JR新幹線揖斐川橋

高　潮

- 昭和34年（1959）の伊勢湾台風による甚大な災害が発生しました。
- 波返工（パラペット）による嵩上げを行う高潮堤防補強工事を実施していますが、整備区間計画延長35kmに対し整備済区間は25kmにとどまるなど、未整備区間における対応が必要となっています。
- 伊勢湾台風後に緊急的に整備された堤防等は、砂質土により構成された脆弱な堤防であることから、堤防の浸透に対する安全性や高潮の越波に対する対策が必要となっています。



昭和34年9月伊勢湾台風による高潮堤防の被災状況

地震・津波

- 木曽川水系の流域は、我が国最大規模の海抜ゼロメートル地帯を有し、広域地盤沈下と相まって、決壊時等の災害ポテンシャルが高く、地震による津波への対応及び堤防や基礎地盤の液状化による堤防の変形・沈下による二次被害の防止対策を実施する必要があります。



明治24年濃尾地震による長良川鉄橋（東海道本線）と堤防の被害状況
出典：「1891年の日本の大地震」（岐阜県歴史資料館蔵）

流域及び河川の現状と課題

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題

河川水の利用と流水の正常な機能の維持

水需要の増大と地盤沈下に対応するための水資源開発施設等の整備

- 木曽川水系における河川水の利用については、現在、濃尾平野、知多半島、北中勢地方等の農地にかんがい用水として利用されるとともに、産業の発展、人口集中に伴う中京圏の都市用水として、供給されています。
- 濃尾平野における地盤沈下は、表流水への転換などにより、現在は沈静化しつつありますが、一部地域においては沈下傾向が継続しています。

少雨化による安定供給量の低下

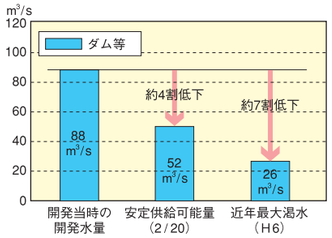
- 近年は少雨化傾向であり、年間降水量の変動幅も拡大しており、平成16年（2004）に全部変更された水資源開発基本計画では、ダムからの安定供給量の低下が示されています。

河川環境改善のための容量確保

- 渇水時にはアユやシジミのへい死、木曽川日本ライン下りや長良川鵜飼いの大型船の運航中止、地盤沈下の進行等が見られます。

水利用の合理化及び慣行用水の許可化

- 許可水利権は、受益面積や営農形態の変化、取水量の実績等を踏まえ、10年間を基本に水利権の見直しを行っています。
- 現在も農業用水において慣行水利権が存在しており、その権利内容が明確ではないことから、許可水利権化を進めています。



近年の安定供給量の低下



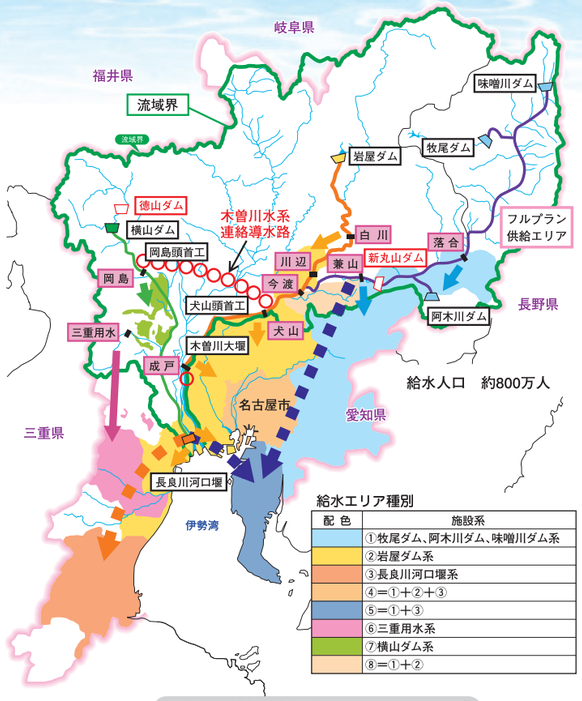
地盤沈下に伴う井戸の抜け上がり状況（木曽岬町）

頻発する渇水

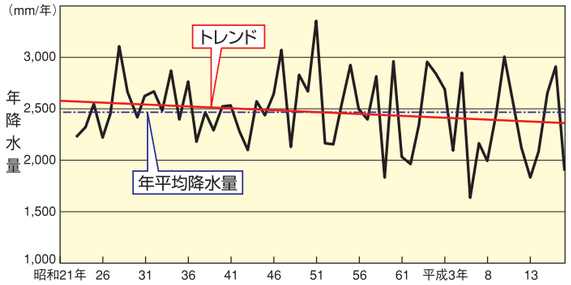
- 近年の10年間において、14回の取水制限を実施するなど、全国的にみても渇水が生じる頻度が高い水系です。
- 平成17年（2005）渇水時には、取水制限の強化と併せ、ダム等の総合運用等により、深刻な渇水被害を回避しました。

異常渇水（平成6年渇水）の発生

- 木曽川や揖斐川の本川が干上がり河川環境に深刻な影響を与えるとともに、木曽川上流のダム群が枯渇して深刻な渇水被害が発生し、社会経済活動が停滞しました。
- 異常少雨の影響の他、河川水の取水制限を補うための地下水が汲み上げられ、広範囲な地域で地盤沈下が生じました。



水資源開発施設と給水エリアのイメージ



木曽川水系の年降水量の経年変化

発電減水区間及び都市河川

- 86箇所の水力発電所が設置され、中部、関西地方のピーク電力の需要に対する供給源としても重要な役割を果たしています。
- 一方で、取水地点から放流地点までの間で減水区間が生じ、河川環境が悪化している区間については、発電事業者の協力を得て83%が既に回復が図られていますが、残りの区間についても回復に向けて調整を図っています。
- 近年の社会要請から、都市河川等の水環境の改善が求められています。

河川環境の現状と課題

河川環境の整備と保全

- 上　　流　　域：ダムや堰が魚類等の移動の障害となっています。
- 中流域から下流域：澪筋の固定化や樹林化の進行等によりワンド等の水際湿地、砂礫河原が減少し、動植物の生育・繁殖場等の環境が失われています。
- 下流域から河口域：広域地盤沈下や高潮対策等に伴い、ヨシ原や干潟が減少しています。
- 外来生物の侵入が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖への影響が懸念されています。



ケレップ水制群とワンド

川と人とのふれあい

- 木　　曽　　川：日本ライン、国営木曽三川公園、御囲堤、祖父江砂丘等に多くの市民が集います。
- 長　　良　　川：金華山周辺は鵜飼いが営まれ、水浴場、花火大会等に利用され、岐阜県の観光拠点となっています。
- 揖　　斐　　川：夏期に開設されるヤナが数多く見られ家族連れで賑わっています。
- 木曽三川下流域：ウィンドサーフィン等の水面利用が盛んです。一方、水上バイク等による事故や波浪による漁業への障害等、異なる利用者間の調整が課題となっています。



鵜飼い（長良川）

河川の景観

- 豊かな自然と歴史の営みに育まれた景観、景勝地を有し、地域に親しまれるとともに、観光資源としても重要となっています。
- 「景観法」を受け地域の計画と一体となった河川景観づくりの促進が必要となっています。



国宝犬山城と一体となった河川景観

水　質

- 本川は、様々な対策により環境基準を満足しています。
- 揖斐川、長良川の支川については、一部環境基準を満たしておらず、市民や、関係地方公共団体と水質浄化に努めています。
- 伊勢湾は陸域からの流入負荷による水質の悪化で、赤潮等の発生が慢性化しています。

流砂の環境

- ダムへの堆砂により、河川への土砂供給量が減少しています。
- 河床は昭和40年代から50年代にかけて、河道浚渫、地盤沈下、砂利採取等による影響で低下しました。
- この結果、河川敷と低水路の比高差の拡大等のため、澪筋が固定化されている箇所があります。

新しい課題

治水に関する課題

温暖化に起因する海面の上昇や氾濫原及び海抜ゼロメートル地帯への居住地の拡大により、高潮や高波及び津波の災害の危険性が増大するとされており、適正な土地利用誘導や住まい方の奨励などの減災対策、克災対策を講じていくことが重要となっています。

利水に関する課題

年間降水量の減少傾向とその変動幅の拡大傾向が続いており、異常渇水に対しても、地盤沈下を発生させる深層地下水の取水が増加することのないよう、水利用の合理化の促進、河川からの取水制限緩和のための異常渇水対策を講じなければなりません。

環境に関する課題

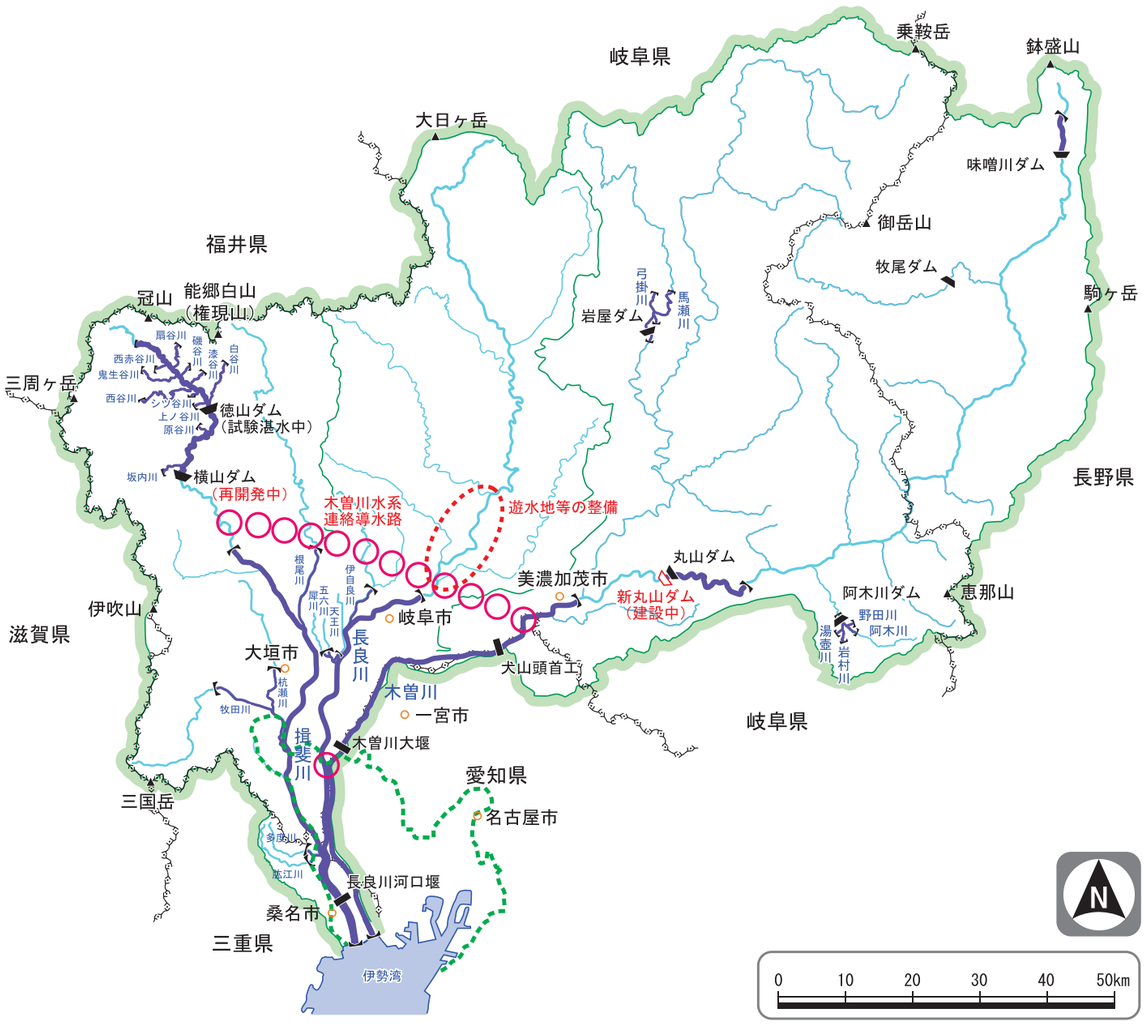
温暖化に伴う森林などの植生変化や伊勢湾の状態変化については、関係機関と連携しつつ、その変化のモニタリングと河川に与える影響の学術的知見の積み重ねが求められています。

河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間・対象期間

対象区間　大臣管理区間、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とします。

対象期間　整備目標に対し河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年間とします。



凡　例

- ：流域界（自然集水域）
- ：県境
- ：大臣管理区間
- ：河川
- ：ダム（試験湛水中含む）
- ：ダム（建設中）
- ：堰
- ：導水路（計画中）
- ：遊水地等の整備を検討する範囲
- ：海抜ゼロメートル地帯及びその周辺地域

整備計画の目標

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

●過去の水害の発生状況やこれまでの整備状況などの整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備などを含めて総合的に勘案し、それぞれの河川で戦後最大洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標とします。

河川名	地点名	目標流量	洪水調節［施設による洪水調節量］	河道整備流量［河道の整備で対応する流量］	備　考
木曽川	犬山	16,500m³/s	4,000m³/s	12,500m³/s	昭和58年 9月洪水対応
長良川	忠節	8,100m³/s	400m³/s	7,700m³/s	平成16年10月洪水対応
揖斐川※	万石	4,500m³/s	600m³/s	3,900m³/s	平成14年 7月洪水対応（根尾川型）
		5,000m³/s	1,500m³/s	3,500m³/s	昭和50年 8月洪水対応（本川型）

※揖斐川については、本川型及び根尾川型洪水が発生しても安全に流下させることを目標とします。

●高潮による災害の発生の防止及び軽減に関しては、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止することを目標とします。

●計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上で洪水や高潮が発生した場合、大規模地震による津波とともに、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害をできるだけ軽減するために必要な危機管理対策を実施します。

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

●河川水の適切な利用については、近年の少雨化傾向に対応した利水安全度の確保や地盤沈下の防止を図るため、既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化を促進すること等により、河川水の適正な利用に努めます。

●流水の正常な機能の維持については、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、それぞれの河川で下記の流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復していきます。

◆ 木曽川（木曽成戸地点）	1/10規模の渇水時に40m³/s、異常渇水時※にも40m³/sの流量
◆ 長良川（忠節地点）	1/10規模の渇水時に20m³/s、異常渇水時※にも11m³/sの流量
◆ 揖斐川（万石地点）	1/10規模の渇水時に20m³/s、異常渇水時※にも20m³/sの流量

※異常渇水時＝平成6年渇水相当

河川環境の整備と保全に関する目標

●河川環境の整備と保全に関しては、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曽三川らしい河川環境を目指すものとします。

●各河川の目標を達成するため、河川環境の整備と保全や川と人とのふれあいの増進などの施策を総合的に展開していきます。

◆ 木曽川	雄大な木曽川らしい多様で変化に富む自然環境および、木曽川を特徴づける動植物が今後も生息・生育できる自然環境を保全・再生することを目標とします。
◆ 長良川	1300年の歴史を持つ鵜飼いが営まれ、水浴場として利用されるなど、川と人との関わりが深い河川であり、その前提となる良好な自然環境を保全・再生することを目標とします。
◆ 揖斐川	特有の豊かな湧水・水際環境を保全・再生するとともに、床固や堰などの構造物や渇水時の瀬切れ等により失われている連続性を回復し、生物のすみやすい河川環境を保全・再生することを目標とします。

河川の整備の実施に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

整備の内容

水位低下

1 河道掘削・樹木伐開

- 河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施します。
- 木曽川では、犬山地点上流部において樹木伐開を実施します。長良川では、中上流部及び支川伊自良川において、揖斐川では、中流部及び支川根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川、肱江川において河道掘削や樹木伐開を実施します。また、河道掘削に伴い必要となる低水護岸の整備を行います。
- 水位低下対策の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮するものとします。

2 横断工作物の改築

- 河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるため、洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、治水効果や上下流のバランスを総合的に勘案しつつ、施設管理者と連携・調整し優先的に改築・撤去を行います。
- 河道掘削に伴い必要となる床止めの改築、堤防整備に伴い必要となる取水暗渠の改築を実施します。

3 洪水調節機能の強化

① 新丸山ダムの建設

- 木曽川上流の既設丸山ダム（重力式コンクリートダム）を嵩上げすることにより、新たに66,830千m³の容量を確保し、洪水調節、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水の確保、発電の目的を有する多目的ダムとして新丸山ダムを建設します。

② 遊水地等の整備

- 長良川において、戦後最大規模の洪水〔平成16年(2004)10月洪水〕を安全に流下させるため、板取川合流地点から下流の区間において遊水機能を活かした洪水調節として基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して約200m³/sの流量低減を見込む遊水地等を整備します。
- 整備にあたっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう、開発プロジェクトと協調を図るなど岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討します。
- 遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していきます。

③ 横山ダムの再開発

- 揖斐川上流の既設横山ダム（中空重力式コンクリートダム）について、既得の洪水調節容量の回復及び徳山ダムとの容量再編を行うことにより、新たに7,600千m³の洪水調節容量を確保し、洪水調節機能を高めるための再開発事業を行います。



水位低下に係る施行の場所

凡例			
水位低下	河道掘削・樹木伐開	河道掘削	
		樹木伐開	
	横断工作物の改築	橋梁改築	
		堰・床止めの改築	
		暗渠の改築	

河道掘削
（揖斐川 36.0k付近）

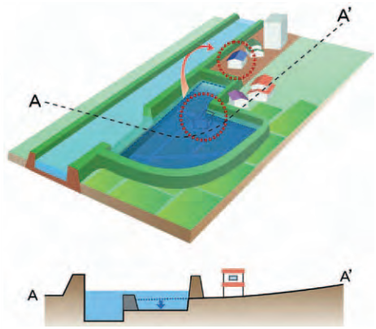




横山ダム（再開発中）
- 洪水調節機能強化



遊水地のイメージ





新丸山ダム（建設中）
- 洪水調節　●不特定補給　●発電

河川の整備の実施に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

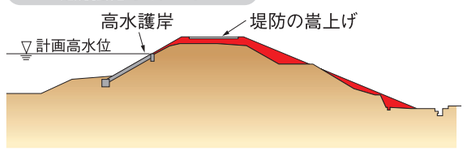
整備の内容

堤防強化

1 洪水の通常の作用に対する安全性の強化

- 河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるため家屋等への被害が生じる無堤箇所及び堤防断面（高さ・幅）が不足する箇所において堤防の整備を実施します。
- 必要高水敷幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗掘等が発生している箇所については、高水敷や護岸の整備を実施します。
- 堤防の浸透に対する詳細点検結果を踏まえ、浸透対策を実施します。

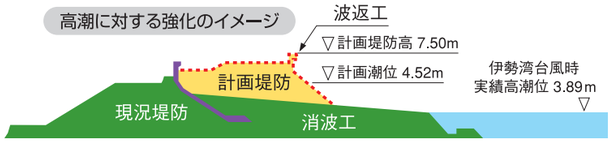
堤防強化のイメージ



2 高潮に対する安全性の強化

- 高潮区間において、堤防高が不足する区間の高潮堤防を整備するとともに、越波により決壊しないよう堤防の強化を図ります。

高潮に対する強化のイメージ



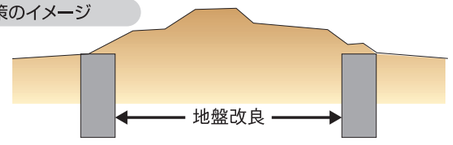


高潮堤防の整備

3 地震対策の推進

- 浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある箇所について耐震対策を推進します。
- 津波による堤内地の浸水を防止するため、水門、樋門・樋管については自動閉鎖、遠隔操作が可能となるよう整備します。
- 河川内の利用者の迅速な避難のための警報、避難誘導施設を整備します。

耐震対策のイメージ





堤防強化・内水対策・危機管理対策に係る施行場所

凡　例			
堤防強化	洪水の通常の作用に対する安全性の強化	堤防整備 高水護岸整備 低水護岸整備 高水敷整備 浸透対策	
		樋門・樋管・水門の整備	●
	高潮に対する安全性の強化	高潮堤防整備	
内水対策	排水ポンプ整備		●
	犀川遊水地整備		
危機管理対策	防災関係施設の整備	河川防災ステーション 防災拠点 防災船着場	●
		緊急用河川敷道路	

内水対策

- 床上浸水等の被害を防止するため、河道整備や洪水調節施設の整備により外水位の低下を図るとともに、必要な排水ポンプの整備等を実施します。
- 背後地の状況変化等により、内水対策の必要性が高まった地区の河川については、調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じて実施します。
- 新たな内水被害が生じることがないよう、流出抑制や土地利用誘導、河川情報の提供についても関係機関と連携・調整して行います。
- 洪水ハザードマップの公表、水防訓練等による啓発活動のソフト対策を関係機関や地域住民等と連携・調整して行います。

危機管理対策

1 防災関係施設の整備

① 河川防災ステーション等の整備

- 洪水や高潮に見舞われる場合に、復旧、復興にかかる時間を極力短くし、被害を軽減するよう、災害復旧資材の備蓄、情報の収集伝達、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備します。
- 水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材の常備、水防活動に利用するための備蓄土砂として第二種側帯を整備します。

② 緊急用河川敷道路・防災船着場等の整備

- 地震発生時の緊急的な輸送路として、緊急用河川敷道路や防災船着場等を整備します。

③ 広域防災ネットワークの構築

- 迅速な復旧活動を行うため、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用道路の機能強化を図るとともに高規格幹線道路等とのネットワーク化を行い、復旧資材の運搬路等を確保するため、関係機関と連携・調整しながら取り組みます。

2 被害を最小化するための取り組み

- 洪水ハザードマップ作成支援、地域住民が参加した防災訓練等の防災啓発活動により、住民の防災意識の向上を図ります。
- 二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図ります。
- 海抜ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」等において、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図ります。
- 従来から遊水機能を有する地域については、その機能の保全に努めるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進します。



河川防災ステーション



平成18年5月28日 木曽三川連合水防演習
参加機関37団体

河川の整備の実施に関する事項

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

整備の内容

河川水の適正な利用

1 既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化

年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向が続いていることも鑑み、河川水の適正な利用を図るため、用途間の転用やため池の保全等の既存施設の有効利用を促進させるとともに、関係機関と連携し、生活排水や工業排水の再生利用などを促進させ、水利用の合理化を図ります。

2 取水及び貯留制限流量の維持

水資源開発にあたって河川環境の保全等のために設定され、現在の利水運用に適用している取水及び貯留制限流量を維持します。

3 適正な水利権許認可

河川水の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを適正に行うとともに、慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進めます。

流水の正常な機能の維持

1 河川環境の改善（新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路の建設,水利用の合理化）

- 河川環境の改善のため、新丸山ダムの建設を行うとともに、異常渇水時においても河川環境の改善を図るため、徳山ダムにより確保された渇水対策容量の水を導水するための木曽川水系連絡導水路を整備するとともに水利用の合理化を推進し、維持流量の一部を回復します。
- 取水制限流量による制約がない既得用水については、水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能、地理的・構造的条件等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水需要を精査検査し、水利権の適正な見直しを行うとともに、水利秩序に配慮しつつ総取水量表示等の水管理について関係機関と調整協議し、水利用の合理化を進めます。



徳山ダム（試験湛水中）
●洪水調節　●不特定補給　●新規利水
●発電　●異常渇水時における緊急水の補給



新丸山ダム（建設中）
●洪水調節　●不特定補給　●発電

渇水及び異常渇水対策

- 渇水時の被害を最小限に抑えるため、水利用者相互間の水融通の円滑化、ダム等の総合運用の実施に関わる対策、及び節水対策について関係機関、並びに利水者と連携して推進します。
- 異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曽川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めます。
- 徳山ダムの渇水対策容量の運用にあたっては、揖斐川の河川環境の改善を適切に図るとともに、異常渇水時において長良川下流部や根尾川等の支川で河川環境が著しく悪化した場合等、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善に努めます。さらに、ダムによる河川維持流量の回復にあたっては、生態系等を考慮した流量変動について検討し、弾力的な運用に努めます。



平成6年渇水時には、木曽川大堰からの放流量がほぼ0m³/sまで減少し、河川環境に影響を与えました

発電減水区間及び都市河川対策

- 発電等の取水による減水区間における河川環境の改善を図るため、水利権の期間更新時に発電事業者と調整し、河川維持流量の回復に努めます。
- 減水区間における河川維持流量の回復にあたっては、生態系等を考慮した流量変動について検討・調整し、弾力的な運用に努めます。
- 広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環の構築を推進します。

放流前



放流後



木曽川　山口ダム下流

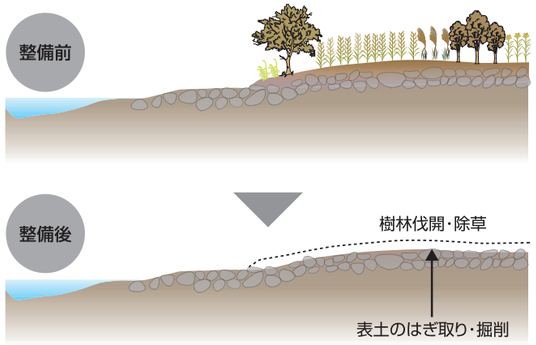
河川の整備の実施に関する事項

河川環境の整備と保全に関する事項

整備の内容

河川環境の整備と保全

- 良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした環境の再生に努めます。
- 河川整備においては、多自然川づくりに取り組むものとし、良好な自然環境の保全に努め、河川環境に影響を与える場合には、施工形状、工法の工夫や代償措置等により影響の低減を図ります。
- 自然再生事業については、環境の悪化状況や生物の生息・生育・繁殖状況等の重要度により優先度を設定し、保全・再生に努めます。
- 魚がすみやすい川づくりのため、魚類等の移動の障害となっている床固、堰について関係機関と調整を図り、魚道の設置、改善等を推進します。
- 保全・再生した水際湿地や砂礫河原等については、定期的なモニタリングを行い、適切に管理します。



砂礫河原の再生のイメージ

河川環境の整備メニュー

① 砂礫河原の再生
② ワンド等の水際湿地の再生
③ 外来生物対策
④ 連続性の確保（揖斐川、根尾川）
⑤ ヨシ原の再生
⑥ 干潟の再生
⑦ トンボ池の湿地環境の再生（木曽川北派川）
⑧ 南派川の流水環境の確保（木曽川南派川）
⑨ 支川の緩流域環境の再生
（伊自良川、杭瀬川、肱江川）


浚渫土を用いたヨシ原の造成


砂礫河原の保全

川と人とのふれあいの増進

- 木曽三川を特徴づける河川景観や親水空間としての良好な水辺景観の保全・整備を図ります。
- 沿川に存在するまち並みと調和した水辺空間を保全、活用するため、関係機関等と連携した、水辺のふれあい拠点の整備を推進し、河川景観の保全に努めるとともに、地域住民やNPO等との連携を推進します。

1 水辺のふれあい拠点の整備

関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークを構築するため、地域の交流拠点として堤防の緩傾斜化等を行う水辺プラザの整備や、こどもたちの体験活動の充実を図ることを目的とした水辺の楽校の整備を推進します。
水辺のふれあい拠点や河川利用施設、沿川の名所・旧跡等を結ぶ、川と人とのふれあいネットワークを構築します。

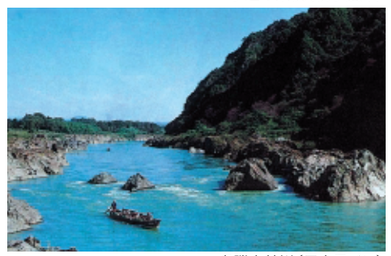
2 景観の保全

木曽三川を代表する特徴的な歴史的、自然的、文化的な河川景観の保全、沿川に存在するまち並みや自然景観と調和した水辺景観の維持・形成に努めます。

3 地域住民やNPO等との連携の推進

身近な川とふれあい、ふるさとの川をはぐくむため、木曽三川を活動や学習の場としている市民団体等について地方公共団体や関係団体と連携、協力して支援します。


水辺の楽校（親水護岸）


名勝木曽川（日本ライン）

河川の特質を踏まえた環境の保全

1 ゾーニングによる環境の保全

「木曽川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、バランスのとれた自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図ります。

2 河川利用のルール策定とマナー教育

① 河川利用の調整
夜間・休日巡視や関係機関との合同巡視を実施します。
マナーの順守を目的として、チラシ配布や看板設置等注意喚起を行い、適正な河川利用の推進を図ります。

② 安全な河川利用の推進
安全な河川敷利用・水面利用の推進にあたって河川利用者等への啓発活動を行います。

3 地域住民やNPO等との連携の推進

環境教育や自然体験活動を通して、地域住民が木曽三川に親しむための活動を地域住民やNPO等関係機関と一体となって実施します。


安全な河川利用の推進


水生生物調査

水質の改善

1 支川の対策

支川の浄化について流域の関係地方公共団体、流域住民、企業等と連携して、流域内の汚濁負荷の削減に努めます。

2 汽水域、緩流域の水質保全

木曽川・揖斐川河口域は汽水域であり、流量の減少時に溶存酸素濃度の低下や赤潮の発生がみられるため、潮汐等の諸条件と水環境の関係について調査・研究を進めます。
長良川河口堰の湛水区域は緩流域であり、一時的に溶存酸素濃度の低下や藻類の集積等の現象が発生しているため、実態を把握するためのモニタリングなどを加え水質の予測・改善のための新しい技術対応に向けた調査・研究を進めます。

3 ダム貯水池の水質保全

流入水質や湖内の滞留及び土砂流入等による水環境の悪化を防ぐため、必要に応じ対策を講じます。

4 伊勢湾再生への連携

「伊勢湾再生行動計画」に基づき、伊勢湾流域関係機関と協働・連携して、伊勢湾の再生に必要な環境改善に努めます。
河川並びに伊勢湾の水質改善に寄与する施策として、干潟及びヨシ原の保全・再生を行います。
伊勢湾の水環境改善に資するモニタリングを継続実施します。
河道内に堆積したゴミの除去等、洪水時等に流出するゴミ類の削減を図ります。

5 わかりやすい水質基準の整備

地域住民等にわかりやすい水質基準（色、臭い、河底の感触等）について調査を進めます。
住民との協働による水環境改善の意識向上のための啓発活動を継続して行います。


支川浄化施設（境川）


干潟等の保全・再生

流砂系の健全化

- 上流から海岸までの総合的な土砂管理の保全化を図ります。

1 関係する機関と連携した調査・研究の推進

土砂移動の定量的な把握を行います。
土砂移動に関する調査・研究に取り組み、安定した河道の維持に努めます。

2 堆積土砂の下流域への還元

ダム群に堆積した土砂の下流域への還元や河道内の攪乱について調査・研究し、適切な対策を実施します。

河川の整備の実施に関する事項

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、並びに河川環境　の維持に関する事項

維持管理の内容

堤防の維持管理

- 堤防や護岸の沈下、損傷や施設の老朽化の状況等を河川巡視などにより適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じていきます。
- 出水等により河川管理施設が損傷した場合には、速やかな復旧を実施します。
- 河川管理施設の異常の有無を早期に発見するため、計画的に堤防除草を実施します。


河川巡視

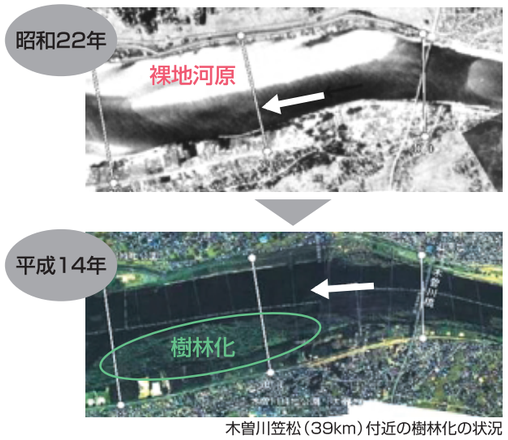

除草作業

樋門・樋管、排水機場等の維持管理

- 平常時は、定期的な点検・整備による構造、機能、強度等の確保を図ります。洪水、高潮等の出水時には、円滑かつ適切な施設操作を実施します。
- 施設更新にあたっては、施設の信頼性の向上や長寿命化に向けた補修・更新を行うとともに、現状の部品を修繕して使用するなど維持管理費の抑制に努めます。

河道の維持

- 河道内に堆積した土砂については、河川環境上への影響に配慮し、河道掘削等の適切な措置を講じます。
- 河川管理施設に影響を与える樹木及び河川巡視等に支障となる樹木については、環境に配慮し、伐開等を実施します。
- 伐開した樹木の処理については、有効活用やリサイクル等の推進に努めます。



木曽川笠松（39km）付近の樹林化の状況

河川維持管理機器等の維持管理

- 洪水や氾濫流に関する情報については、光ファイバー網、CCTV等の情報基盤の整備により、河川情報を迅速に収集します。
- 危機管理施設となる防災拠点、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災船着場については、災害発生時に活用できるように適切な維持管理を実施します。

許可工作物の適正維持管理

- 許可工作物の施設管理者へ適正な管理・改築の指導及び協議を行い、適切な対策又は維持管理の実施に努めます。

流下物の処理

- 洪水時の河道の流下阻害となる流木・ゴミ等の流下物は、適切に除去を実施します。

ダム本体・観測機器等の維持管理

- 洪水時や渇水時等にダム機能を最大限発揮させるとともに、日常的な点検整備、計画的な維持修繕を実施します。
- ダム等の安全性を確保するために堤体の必要な観測を適切に行います。

ダム貯水池の維持管理

- ダム貯水池斜面の崩壊箇所、水質監視、安全施設の点検のため、ダム貯水池の巡視を行います。
- 流木・ゴミ等の流下物は、ゲート操作などの支障となるため、適宜除去します。また、流木処理は有効活用やリサイクル等の推進に努めます。
- 貯水池及び下流部の水質環境の保全・維持に努めます。
- 貯水池機能の低下を防ぐため、必要に応じ堆積土砂の除去等の堆砂対策を実施します。


流木の積込（横山ダム）

危機管理対策

- 洪水予報並びに水防警報の迅速な発令を行うとともに、情報の発信にあたっては、住民等へ迅速にかつわかりやすい情報の提供に努めます。
- 出水期前に重要水防箇所の合同巡視等を実施し、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備えます。
- 防御レベルを超える大型台風の襲来を想定し、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」を運営・活用し、避難救助活動を支援します。
- 雨量・水位・流量観測等のデータは、インターネット等を活用し、分かりやすい情報を迅速かつ正確に提供します。
- 水質事故に係わる汚濁源情報の把握、情報連絡の充実及び迅速化に努めるとともに、被害の拡大防止のための適切な措置を実施します。


水防活動状況（養老町水防団）

河川の清潔の維持

- 河川内のゴミ等は、地域住民や自治体等関係機関と連携し、速やかな撤去処分に努め、監視体制の強化を図ります。
- 定期的な水質調査、水質自動監視装置により水質状況を的確に把握するとともに、河川巡視等により日々の河川の水質、排水状況等について監視します。

地域と連携した取り組み

- 河川愛護団体等とのパートナーシップの確立、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図ります。


川と海のクリーン大作戦

- ダム設置地域の周辺自治体、関係住民団体と協力して水源地域ビジョン、地域に開かれたダムで計画された周辺地域活性化方策を積極的に実施します。
- 不法耕作地、不法な高水敷の占用は、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と連携して取り組みます。プレジャーボートの係留等の不法な水面の占用に関しては、関係機関と連携し不法係留船対策を進めていきます。

用　語　集

表　紙

河川整備計画（かせんせいびけいかく）

豊かでうるおいのある質の高い国民生活や、良好な環境を求める国民のニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、これまでの工事実施基本計画の制度を見直し、新たな計画制度を創設しました。具体的には、工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき事項を定めた河川整備基本方針と具体的な河川整備に関する事項を定めた河川整備計画を策定することとなり、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとしました。

9ページ

海抜ゼロメートル地帯（かいばつぜろめーとるちたい）

朔望平均満潮位※に相当する地盤の高さ以下、つまり海面より低い所をいいます。

※朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）
朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に観測された月毎の最高満潮面を1年以上に渡って平均した水位のことです。

10ページ

ケレップ水制群（けれっぷすいせいぐん）

川を流れる水の作用（侵食作用など）から、航路を維持し、河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられる施設です。明治時代に木曽川の下流に多く設置され、当時の技術指導者ヨハネス・デ・レーケをたたえ、ケレップ水制と呼ばれています。この水制が連なって設置されている状況をケレップ水制群といいます。

ワンド（わんど）

洪水時の澪筋が湾曲して残された箇所、水制などによる砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所などで、流速がきわめて小さい閉鎖的な水域を指します。

11ページ

御囲堤（おかこいづつみ）

江戸時代始めの慶長13年（1608）、徳川家康の命令によって尾張の国を洪水から守るため、犬山から弥富までの木曽川左岸約47kmに築かれた堤防です。対岸の美濃側では、「美濃の諸堤は、御囲堤より低きところ三尺（0.9m）なるべし」として、堤防が低いままとなったと言われており、水害から身を守るための輪中が発達しました。

河川整備基本方針（かせんせいびきほんほうしん）

河川整備基本方針は、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について基本となるべき方針に関する事項を定めるものです。

木曽川下流改修計画（きそがわかりゅうかいしゅうけいかく）

オランダから来日していた“ヨハネス・デ・レーケ”が中心となって策定された河川改修計画のことであり、木曽川下流改修（明治改修ともいう。）は、木曽、長良、揖斐の三川下流部を対象に、(1)洪水の被害を防止する、(2)舟航の便を図る、(3)悪水の改良を行うことを主な目的として、明治20年から同45年までの25年間に工事を実施した計画です。

木曽川上流改修計画（きそがわじょうりゅうかいしゅうけいかく）

木曽川下流改修計画に次いで大正10年に策定された河川改修計画で、木曽川上流部の派川の締切り等によって流路の整正等を行う改修工事、長良川の古川、古々川の締切り工事などを実施した計画です。

工事実施基本計画（こうじじっしきほんけいかく）

昭和39年に制定された河川法に基づき、各水系毎に決定された計画。平成9年の河川法改正により「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を決めることに改められました。

基本高水ピーク流量（きほんたかみずぴーくりゅうりょう）

基本高水は、洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ（流量が時間的に変化する様子を表したグラフ）です。この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言いかえるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。基本高水はピーク流量は、最大流量から決定された流量の値です。

ヨハネス・デ・レーケ（よはねす・で・れーけ）

明治改修の設計を行ったオランダ人技術者で、「川を治めるにはまず山を治めるべし」との治山治水の思想のもと、築港や河川改修、砂防工事を指揮し、近代砂防の祖と称されています。木曽三川改修の他、四日市港築港、淀川改修、大阪港築港等を手がけました。

輪中（わじゅう）

輪中堤とは河道を形成する連続的な堤防に対して、ある特定の区域（集落等）を洪水の氾濫から守るために、その周囲を囲むように築造された堤防のことです。また、輪中は輪中堤で囲まれた地域社会のことをいいます。

12ページ

流水の正常な機能の維持（りゅうすいのせいじょうなきのうのいじ）

動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、既得かんがい用水等の確保などの機能を維持することに必要な流量を確保することをいいます。

不特定容量（ふとくていようりょう）

水道用水・工業用水等、その利用者が排他独占的に利用できる容量とは別に、河川の本来あるべき姿を守るため設定された「流水の正常な機能の維持」のために確保される容量のことを不特定容量といいます。

水資源開発基本計画（みずしげんかいはつきほんけいかく）

水資源開発促進法においては、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画（通称:フルプラン）」を決定することとしています。
現在、水資源開発水系として指定されているのは、利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川の7つの水系であり、この全てにおいて水資源開発基本計画を定めています。（なお、利根川及び荒川に限り、2水系を合わせて1つの水資源開発基本計画として定めています。）各水資源開発水系においては、それぞれの水資源開発基本計画に基づき総合的な水資源の開発と利用の合理化を進めています。

13ページ

洪水調節機能（こうずいちょうせつきのう）

ダムや遊水地等において洪水の下流への放流量を調節（抑制）する放流操作のことで、下流部における洪水被害を防ぐ手法です。

遊水機能（ゆうすいきのう）

河川の周辺の敷地を利用し、洪水時に水を溜め、下流域の負荷を軽減するための機能をいいます。

14ページ

液状化（えきじょうか）

飽和したゆるい砂などが、地震力の作用などによって、急激に抵抗力が落ち、液体状になる現象をいいます。地盤は土と土とのすき間に水を含みながら、土粒子同士が接触していることによって成り立っています。こうした地盤に、地震が発生して地盤が強い振動を受けると、今まで互いに接触していた土粒子の骨格は崩れます。この場合、土粒子間に含まれている水には、周りの土から力が加えられ、水圧が上昇します。そのため、土粒子は浮き上がり、液体と同じように自由に動きます。このように、液状化が発生すると地盤は一時的に弱くなり、堤防が沈下したり、砂が水とともに地表に噴き出す噴砂現象が見られます。

ダムの再開発（だむのさいかいはつ）

必ずしも明確な定義があるわけではありませんが、一般に、既設のダムについて機能の保全・拡充のための事業を実施することを再開発といいます。既設のダムをそのまま使用することになる場合も、除却して新たなダムが建設されるような場合もあり、また、同種の事業であっても時代、事業規模、事業主体により再開発と呼ばれているものとそうでないものがあります。

内水氾濫（ないすいはんらん）

洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の流水が逆流するのを防ぐために樋門等のゲートを閉めます。このため支川の流水は本川に排水出来なくなり、堤内側で氾濫が生じる場合があります。このような現象を内水氾濫といいます。

15ページ

慣行水利権（かんこうすいりけん）

旧河川法の制定前あるいは河川法指定前から、長期に渡り継続、かつ反復して水を利用してきたという事実があってその排他的支配が社会通念によって承認されて権利化したものをいいます。主にかんがい用水ですが、飲水使用等もあります。

許可水利権（きょかすいりけん）

河川法第23条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされており、この規定により許可された流水の占用の権利を許可水利権といいます。

ダム等の総合運用（だむとうのそうごううんよう）

いくつかのダム等が連携して、水利用のための総合的な運用を行うことによって、限りある水資源を有効に利用するための仕組みです。

16ページ

景観法（けいかんほう）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、地域が一元的な景観行政を狙うことが可能となりました。景観についての総合的な法律の総称です。平成17年6月に施行されました。

環境基準（かんきょうきじゅん）

環境基本法により定める事となっている、河川などの公共用水域の水質汚濁における環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準です。

氾濫原（はんらんげん）

河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分を示します。谷底平野や扇状地、沖積平野、三角州などで洪水時に浸水する範囲も同様に氾濫原といえ、河川の下流部によく発達します。

17ページ

大臣管理区間・県管理区間（だいじんかんりくかん・けんかんりくかん）

一級水系の幹川など、国が管理する区間のうち、国土交通大臣が直接管理する区間を大臣管理区間といい、それ以外の区間で国土交通大臣が指定し、管理の一部を都道府県に委任している区間を指定区間（県管理区間）といいます。

18ページ

維持流量（いじりゅうりょう）

河川で、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持など河川の基本的な機能保持のために最低限必要な流量のことをいいます。

19ページ

計画高水位（けいかくこうすいい）

堤防の設計・河道の整備などの基準となる水位のことであり、河川整備計画において目標とする流量を、河道と各種洪水調節施設に合理的に配分して求められる河道整備流量が整備完了後の河道断面を流下するときの水位です。

22ページ

洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）

洪水ハザードマップは、市町村が主体となって、避難するために必要な浸水情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく図面などに表示し、公表したものです。

東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会（とうかいねーでるらんどたかしお・こうずいちいきぎょうぎかい）

洪水氾濫時・土砂災害時における被害最小化策のあり方について考える「大規模降雨災害対策検討会」や我が国のゼロメートル地帯の高潮対策のあり方について考える「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」の提言を受けて、濃尾平野のゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」を設置し、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の高潮・洪水が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を、関係する国の地方支分部局、県、市町村及び指定公共機関等が共同して策定することとなりました。

23ページ

取水制限流量（しゅすいせいげんりゅうりょう）

ダム等における取水は、下流地域の水利用や川に生息・生育する動植物に影響を与えることがないように、十分に水の流れる量を残した上で行います。この十分な量を「取水制限流量」と呼び、季節に応じて設定しています。

貯留制限流量（ちょりゅうせいげんりゅうりょう）

ダムへの流入水を貯留せず放流する、利水基準点における河川の流量のことをいいます。

25ページ

多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

自然と融和した川づくりを行うことにより、良好な河川環境を取り戻し、人と河川の関係を再構築する取り組みを指します。河川改修を行う際、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めればよいということではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用していこうとするものです。

水辺の楽校（みずべのがっこう）

子ども達の水辺の遊びを支える地域連携体制の構築のため、NPO、ボランティア団体等の地域の方々と協力しながら、水辺が自然体験の場、遊びの場として活用されるような仕組みをつくります。また、自然環境あふれる安全な水辺の創出のため、自然の状態を極力保全、あるいは瀬や淵、せせらぎ等の自然環境を創出するとともにアクセス改善のための緩傾斜河岸の整備等を通じ、子ども達が自然と出会える安全な水辺をつくった施設を示します。

26ページ

伊勢湾再生行動計画（いせわんさいせいこうどうけいかく）

中部地方整備局、第四管区海上保安本部、関係省庁及び関係地方公共団体等により、閉鎖性水域である伊勢湾（三河湾含む）の自然環境の保全と再生を図る目的で、設立された伊勢湾再生推進会議において平成19年3月に策定された、総合的な伊勢湾再生への取り組みと地域活性化の醸成を重点に置いた総合的な「伊勢湾とその流域の環境改善」のための行動計画です。伊勢湾再生推進会議は行動計画を推進するとともに定期的なフォローアップを行うものとされています。

河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）

河川の治水、利水機能を確保しつつ、河川環境管理に関する統合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めたものです。下位計画として、河川空間管理計画があります。木曽川水系では、平成2年に策定されました。

水生生物調査（すいせいせいぶつちょうさ）

河川に生息するサワガニ、カワゲラ等の水生生物を指標として、簡易に河川の水質を判定する調査です。

流砂系（りゅうしゃけい）

流砂系とは、流域の源流部から海岸までの一貫した土砂の運動領域を一つの系としてとらえたものです。

27ページ

河川管理施設（かせんかんりしせつ）

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等、河川管理を目的として設置された施設をいいます。

許可工作物（きょかこうさくぶつ）

橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外が河川管理以外の目的で河川区域内に設置するものです。これらは河川管理者の許可を得て堤防等に設置されていることから許可工作物といいます。

28ページ

重要水防箇所（じゅうようすいぼうかしょ）

堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分しています 。